

外国籍県民等の人権について考えよう

神奈川県には「外国人」を含め、多くの「外国につながる人々」が暮らしています。誰もが暮らしやすくよりよい社会をつくるためには、お互いの文化や価値観を認めることはもちろん、外国につながる人々が普段どのようなことに困っているのかを考えることが重要です。共生社会の実現に向けて、自分に何ができるかを考えていきましょう。

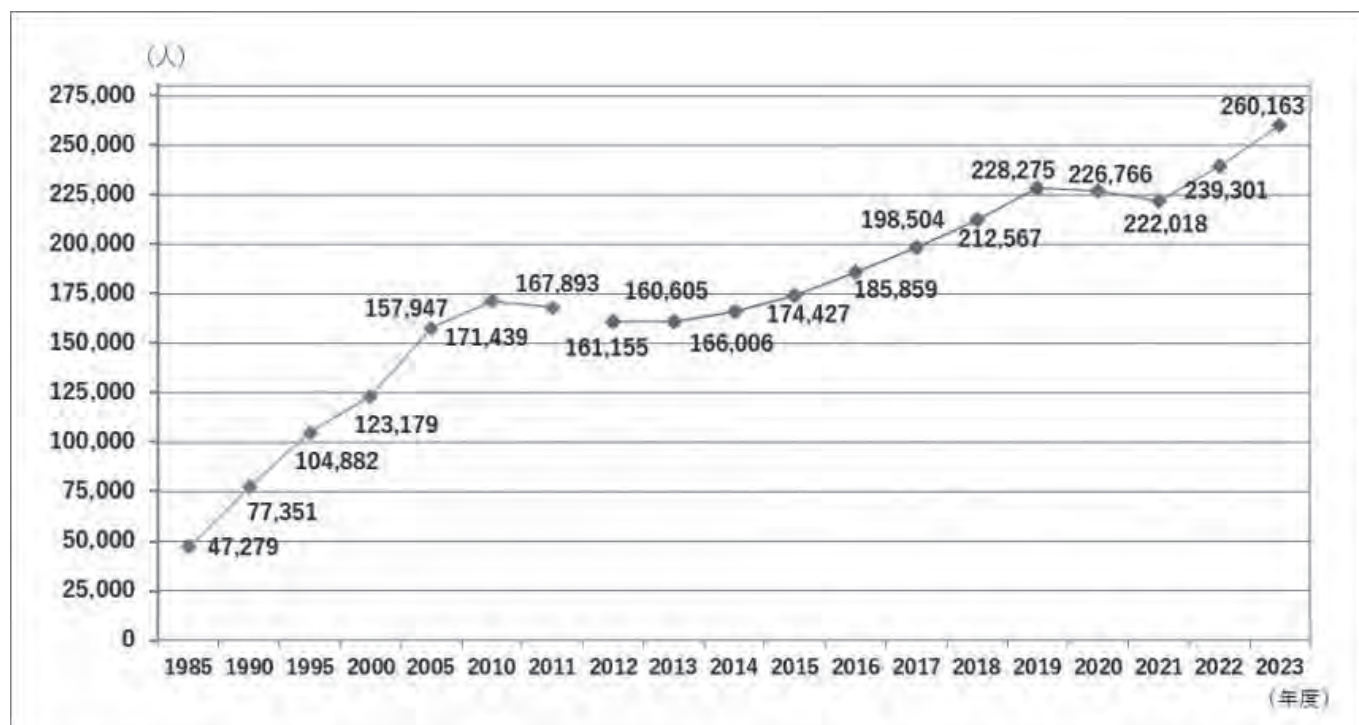
ここでは、テーマについて考えやすいように「外国人」という言葉を使っていますが、「外国につながる人々」と読み替えると、さらに多岐にわたる課題や問題を含めて考えることができます。

注)このワークシートでは、外国籍県民や来県外国人を含め「外国人」としています。

ワーク1

(1) 図1から読み取れることや気がついたことを書きましょう。また、班で話し合い、その内容をまとめましょう。

図1 県内の外国人数の推移



「県内の外国人数の調査結果について(令和6年1月1日現在)」神奈川県ウェブサイトより引用

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/prs/r7957213.html>

注記1: 2011(平成23)年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012(平成24)年度以降は住民基本台帳上の外国人数(なお、2012(平成24)年度までは12月31日現在、2013(平成25)年度以降は1月1日現在のデータ)

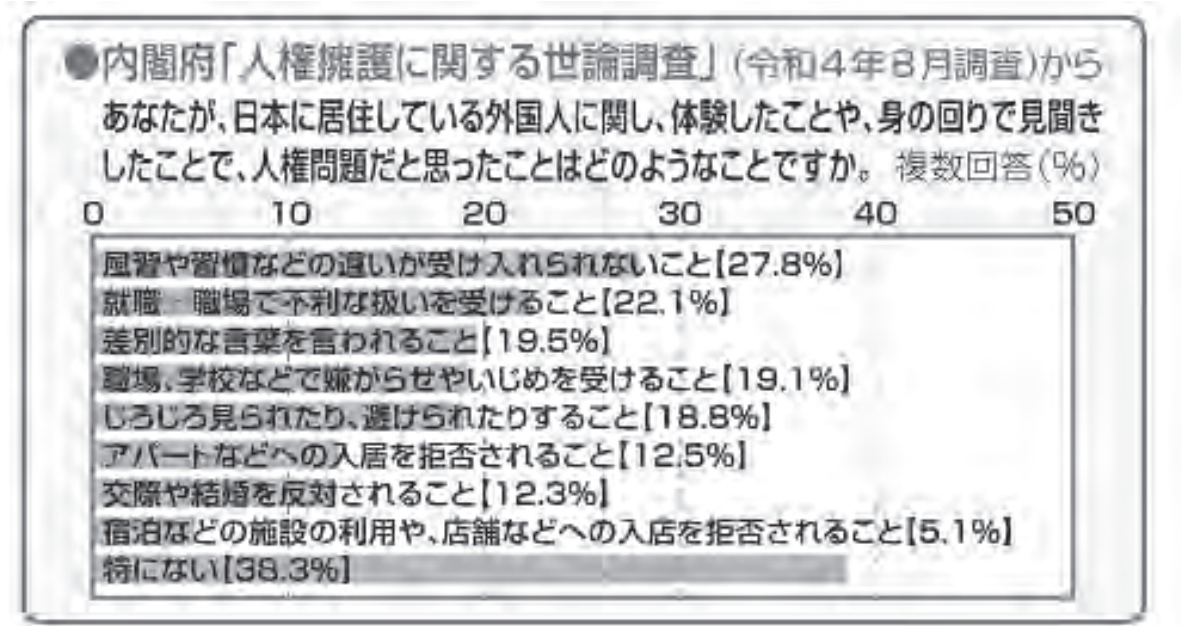
注記2: 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

(2) 外国人と日本人は、生活習慣や文化の違いなどから、日常生活の様々な場面で誤解が生じる可能性があります。またその結果、外国人に対する偏見や差別につながる場合もあります。あなたが学校生活以外で見かける外国人は日本の暮らしの中でどのようなことに困っていると思いますか。考えてみましょう。

ワーク 2

図 2 は、令和 4 年に内閣府が行った調査の結果です。この調査では、多くの外国人にとって「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」などが問題となっていることがわかります。

図 2 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和 4 年 8 月調査)から:外国人に関する人権問題



「外国人の人権を尊重しましょう」法務省ウェブサイトより引用
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html

(1) 日本とは異なる国々の風習や習慣を調べてみましょう。

国名：
風習や習慣：

(2) あなたの学校で、「風習や習慣、言語などの違いによって」外国につながりのある生徒や教職員が困る(不便に感じる)だろうと思うことを書きましょう。

(3) あなたの学校で、すでに「風習や習慣、言語などの違いによる困りごと」を減らすために工夫・配慮されていることがあるのか、調べてみましょう。

(4) (1)～(3)を踏まえて、それぞれの風習や習慣などを尊重してともに生活するために、あなたの学校で、これからできる工夫や配慮について考えてみましょう。また、班でアイデアを共有しましょう。

ワーク 3

(1) ワーク1やワーク2を踏まえて、外国人も暮らしやすい社会をつくるために、日常生活の中で私たちはどのようなことができるでしょうか。班で話し合い、その内容を書きましょう。

(2) 本日の学習を通して、学んだことやあなたが考えたことを書きましょう。

〔参考資料〕

■重大な人権侵害である「ヘイトスピーチ」について



ヘイトスピーチとは

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追いつめようとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成29年10月）」より）。

ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

法務省ウェブサイト「ヘイトスピーチ、許さない。」より

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

1 ねらい

神奈川県内の外国人数は年々増加している。文化や価値観が異なる外国人と日本人との間に軋轢が生じてしまい、学校生活や職場内など様々な日常生活の場で外国人の人権侵害が問題となっている。多くの外国人にとって「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」が人権の侵害につながっているとの調査結果から、私たちは普段の生活から様々な価値観にふれ、お互いを認め合い、対等に暮らしていくことについて考えていく必要がある。

ここでは生徒にとって身近な、学校生活における外国につながるの生徒等の不便さを考え、共生社会の実現のために自分ができることを考える意欲や態度を育みたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人の班を作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1（10分） ①（1）図1から読み取れることを話し合う。 ②学校生活以外で見かける外国人が普段の暮らしの中でどのようなことに困っているかを考える。	・人数の増加傾向を読み取らせ、あまり時間をかけないように留意する。 ・自分が外国に行ったときに何が困るだろうかな等を想像して考えるよう助言する。 ・ここでは学校以外の日本の暮らしの中での困りごとについて考えさせる。 ・アイデアが出ない場合は調べてさせてもよい。
2 ワーク2（25分） ①内閣府の世論調査結果を確認する。 ②（1）日本とは異なる国の風習や習慣を調べる。 ③（2）（3）（4）で、学校生活における外国人の困りごとについて考え共有する。また、誰もが過ごしやすい学校にするためにできることを考える。	・世論調査結果を確認させ、次の（1）～（4）に取り組ませる。 ・事例を挙げ、日本と異なる国の風習や習慣を調べさせ、記入するよう助言する。 ・外国で生活するということは些細なことでも困難になることを知るとともに、それを改善するための工夫を考えていく必要性に気づかせる。
3 ワーク3（15分） ①参考資料のヘイトスピーチについて、記事を読み、日本国内で起きている重大な人権侵害について知る。 ②外国人も暮らしやすい社会を作るためにできることを班で話し合う。 ③本時のまとめを記入する。	・参考資料のヘイトスピーチについて、記事を読ませ、日本国内で重大な人権侵害が起きていることを伝える。 ・ワーク1・2を踏まえて、具体的な提案になるように促す。

3 解説

ワーク1について

（1）神奈川県内の外国人数の推移

2024年3月28日の記者発表によると、県民（9,225,091人）の約35人に1人が外国籍県民（県民比2.82%）となっている。深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のた

め、様々な業種で外国人を受け入れており、普段の生活や学校生活においても外国人と接する機会は珍しくなく、今後の社会生活においても外国人と協力し、お互いを認め合いながら生きていく必要があることについて理解を促す。

(2) 外国人が感じる問題と、私たちが心がけること

身近に暮らしている外国人がどのようなことで困っているのかを考えさせたい。例えば、集合住宅などにおけるゴミの分別に関して、「ゴミを出す曜日がわからない」や「分別の仕方がわからない」といったことに関するトラブルが発生する場合がある。日本で長く暮らす人が日頃意識しないことでも、来日して日が浅い人にとっては困ってしまう状況があることを意識させたい。

ワーク2について

(1) 外国の文化や風習

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)の結果によると、人権問題だと思ったことの1位が「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」(27.8%)となっている。ここで、生徒に自分が知らない、日本とは異なる外国の風習や習慣について考えさせたい。

次の事例を挙げてからワークに取り組ませるとよい。

事例1: ハンドサインの「ピース」は日本では写真を撮るときの定番ポーズだが、国によっては相手を侮辱するサインとなる場合がある。例: ギリシャなど

事例2: 日本人は話の合間に相槌を打つことで「話を聞いている」ということをアピールするが、アメリカでは相槌を打ちすぎると話をさえぎられていると感じられてしまうことがある。

(2)~(4) 学校における人権尊重

(2) クラスの中には、普段困難なく生活しているように見えて、些細なことで困っている外国につながるのある生徒、教職員(ALTなど)がいるかもしれない。生徒にとって最も身近な社会である「学校生活」における人権課題について考える機会とする。

(3) (4) 現在通っている学校で、すでに工夫されていることに改めて目を向けるとともに、今後改善が必要なことについて自ら考えることによって人権課題に関して当事者意識をもたせたい。

ワーク3について

ワークに取り組む前段として、参考資料のヘイトスピーチについて、法務省の記事を読ませ、日本国内で重大な人権侵害が起きていることを伝える。説明する際には、下欄の「国際人権規約」「人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)」にも目を通していただきたい。

(1) ワーク1・2の取組を踏まえて、外国人も暮らしやすい共生社会の実現のために自分にできることについて考えさせる。具体的な提案、行動に結びつくようなアイデアについて考えるよう促す。

〔参考〕

① 国際人権規約

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効した。日本は1979年に批准した。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともある。

(外務省ウェブサイトより)

② 人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効した。日本は1995年に加入した。

(外務省ウェブサイトより)

〔留意事項〕

クラスの中には、在日コリアンのように日本名・日本国籍であってもその背景に様々なルーツのある生徒が在籍している可能性がある。授業を行う際には、そのことを念頭に置き、生徒間のトラブルを招かないよう十分に配慮すること。

<引用文献等>

- ・神奈川県ウェブサイト「県内の外国人数の調査結果について(令和6年1月1日現在)」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/prs/r7957213.html>
- ・法務省ウェブサイト「外国人の人権を尊重しましょう」
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html
- ・法務省ウェブサイト「ヘイトスピーチ、許さない。」
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html
- ・外務省ウェブサイト「国際人権規約」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>
- ・外務省ウェブサイト「人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/>

<参考資料>

- ・厚生労働省ウェブサイト「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)～外国人労働者数は初の200万人超え～」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html
- ・出入国在留管理庁ウェブサイト「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>
- ・内閣府「人権擁護に関する世論調査(令和4年8月調査)報告書概略版」
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairiyaku.pdf>
- ・神奈川県ウェブサイト「ヘイトスピーチ、許さない」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f532138/index.html>
- ・千葉県人権啓発パンフレット「日本で暮らす外国人の人権を考える ようこそ!日本へ!」千葉県健康福祉部健康福祉政策課
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keihatsu/documents/gaikokujinnken.pdf>
- ・法務省チャンネル MOJchannel. “人権啓発ビデオ「外国人と人権 ～違いを認め、共に生きる～」(2/5)【ドラマ 家庭・地域で見られる偏見や差別】(字幕あり)”
<https://www.youtube.com/watch?v=quDjCcdLqkw>